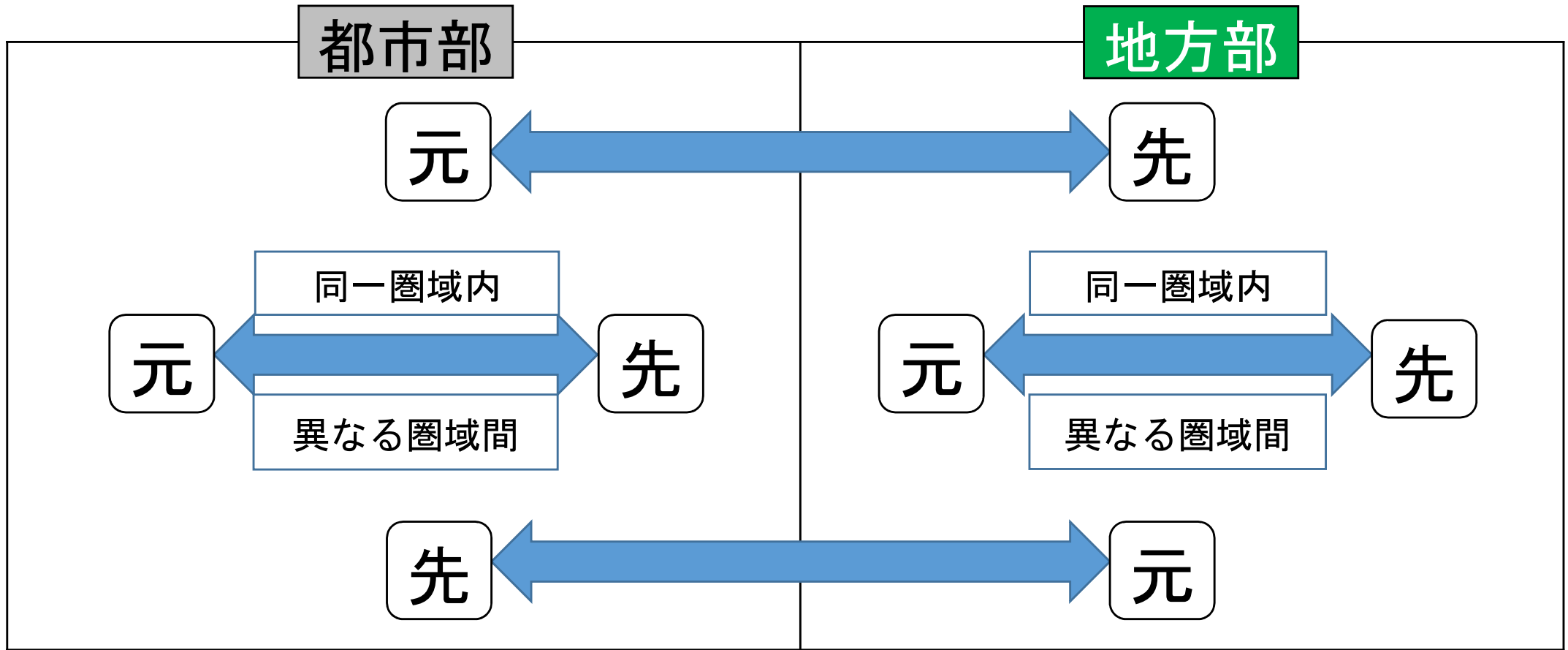


国土交通省 二地域居住等関連施策のご紹介

令和3年3月9日
国土政策局地方振興課



※3拠点以上の生活もみられる

その動機・目的は様々

代表例) 自分の時間を過ごす、避暑・避寒・いやし・くつろぎ、自然との触れ合い、趣味を満喫、仕事の間、複数の地域での暮らしを楽しむ、第二のふるさとづくり、災害リスクの回避、お試し居住として、のびのび子育て、地域との交流、転勤・単身赴任、親族の介護・世話、通勤・通学時間の短縮 等

(参考) 複数拠点生活に関する基礎調査 ((一社)不動産流通経営協会、2020.7)

【全国二地域居住等促進協議会】(案)(令和3年3月9日設立予定)

○ウェブサイト中心の活動

- ・各省庁、地方公共団体等の施策、事例等の情報共有・発信
- ・二地域居住等の課題等への対応方策の検討
- ・二地域居住等の促進に係る提案・提言 等

- 協力 国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省
- 会長等 会長：長野県、副会長：田辺市、那須町
- 構成員 正会員：道府県、市町村
協力会員：関係団体、関係事業者

<二地域居住等の類型化(イメージ)>

テレワーク等による新しい二地域居住	これまでの二地域居住(都市部で居住・勤務し、地方で地域活動)
<p data-bbox="152 624 1088 703">東京圏等※¹の周辺に住みテレワーク勤務し都心等でも勤務(週1回程度通勤)</p> <p data-bbox="286 759 763 831">【想定される世帯像】 ・単身や夫婦2人などの若い世帯</p> <p data-bbox="490 855 748 943">↑ 【各種支援措置※²】</p>	<p data-bbox="1160 624 2080 703">平日は東京で仕事、週末は地方で技術・趣味を生かした副業・地域活動</p> <p data-bbox="1205 759 1995 831">【想定される世帯像】 ・副業・兼業のある中高年世帯、週末は地方で地域活動等</p> <p data-bbox="1485 855 1742 943">↑ 【各種支援措置※²】</p>
<p data-bbox="152 997 1088 1077">地方に住みテレワーク等で働きながら、東京での業務にも参加(年数回)</p> <p data-bbox="286 1131 712 1203">【想定される世帯像】 ・子育て環境を重視する世帯</p> <p data-bbox="490 1227 748 1315">↑ 【各種支援措置※²】</p>	<p data-bbox="1160 997 2080 1077">平日は東京で仕事、年数回、親元等で地域活動に参加</p> <p data-bbox="1205 1131 1659 1203">【想定される世帯像】 ・地方に両親・親族等のいる世帯</p> <p data-bbox="1485 1227 1742 1315">↑ 【各種支援措置※²】</p>

・空き地空き家の情報提供・既存住宅の流通促進

※1:東京圏等とは、東京圏、京阪神圏、名古屋圏、福岡圏、札幌圏等の大都市ブロック圏を想定
 ※2:支援措置は、それぞれの施策内容に応じて、住まい、勤務環境、移動交通等に講じられる。

関係省庁、二地域居住に積極的な地方公共団体、団体等が密接に連携して、二地域居住等の推進に取り組む。

- 多様なライフスタイル等を実現する手段
- 地方での豊かな自然・生活環境、自己実現、地域コミュニティへの参加や社会参画・協働、ふるさと回帰等への志向に応える
⇒いわば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方
- 人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正はもちろんのこと、地方創生、関係人口の拡大に資する
- 地方への移住や定住人口の増加につながる
- 災害リスクの回避

全国二地域居住等促進協議会について

二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の機運を一層高めるため、「全国二地域居住等促進協議会」を設立する。

(令和3年3月9日設立) ※参加団体数 630団体(令和3年2月15日時点)

全国二地域居住等促進協議会

< 協議会の構成員 > (順次案内し申込み受付中)

- 正会員(地方公共団体 601団体) ○顧問 学識経験者等
 - ・都道府県(36団体)
 - ・市区町村(565団体)

- 協力会員(関係団体、事業者等 29団体)
 - ・移住等支援機関
 - ・不動産関係団体、全国版空き家・空き地バンク運営主体
 - ・交通関係団体
 - ・関連民間事業者
 - ・関連メディア等

- ・参加を希望する地方公共団体等が参加
- ・会費は無料
- ・関係省庁はオブザーバーとして参加

〔主な活動内容〕

- ・二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- ・二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- ・二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- ・その他

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、
総務省、農林水産省

会 長 長野県(知事:阿部 守一)

副会長 和歌山県田辺市(市長:真砂 充敏)
栃木県那須町(町長:平山 幸宏)

※敬称略

(必要に応じて)

〇〇部会

〇〇部会

- ・会長が必要と認めるときには、協議会に部会を置くことができる。
- ・部会を置く場合には、部会長は、正会員の中から会長が指名する

部会長：〇〇県
部会員：〇〇市、〇〇町・・・

部会長：〇〇県
部会員：〇〇市、〇〇町

< 運営事務局 > 国土交通省国土政策局地方振興課

新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査(新規)

決定額8,000千円
うち緊要枠8,000千円
(前年度 0千円)

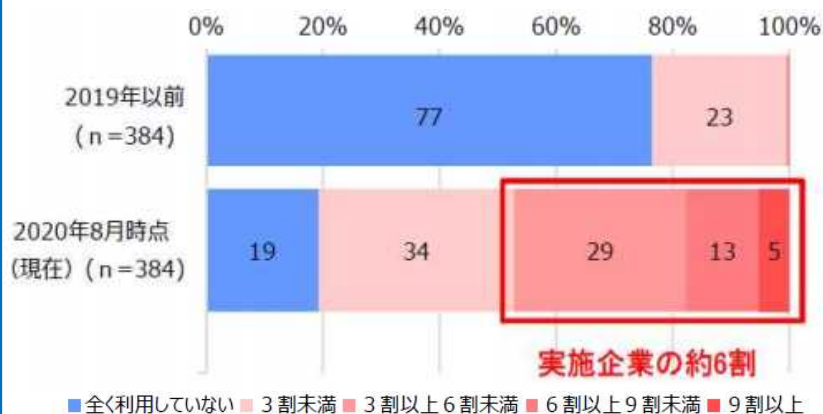
1. 概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、二地域居住をはじめとした地方暮らしへの関心やニーズ、機運が高まっている。これに加えて、テレワークの導入等が急速に進み、労働環境が整いつつあることから、この機を逃さず多様な二地域居住を推進する。
- このため、新しい生活様式における二地域居住について、実態調査を行うとともに、二地域居住を推進したい地方公共団体や希望する個人向けに、ガイドラインやハンドブックを作成し、情報提供を行う。

2. 背景と必要性

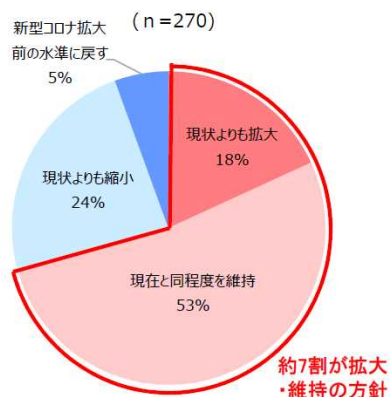
「働き方」や「住まい方」の変化

勤務日のうちのテレワーク利用日数の割合
(東京本社所属の従業員)

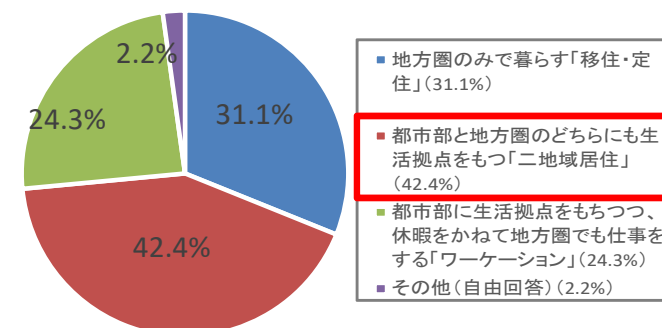


出典:国土交通省

今後のテレワークの利用について、新型コロナウイルス終息後も見据えた方針



希望する地方暮らしのスタイル



出典:トラストバンク「地方暮らしに関するアンケート」(令和2年6月)地方暮らしに関心があると回答した604名が対象

3. 調査内容

1. 二地域居住の実態調査

- ・ 新しい生活様式において二地域居住に求められる課題やノウハウ等の実態調査・検討
- ・ 既往調査や文献の収集・分析等

2. 二地域居住推進のためのガイドラインやハンドブックの作成

- ・ 自治体に取り組むべき推進施策のプロセスや施策例、留意点等を示すガイドライン
- ・ ライフスタイル別に手順や留意点、支援策等を示した個人向けハンドブック

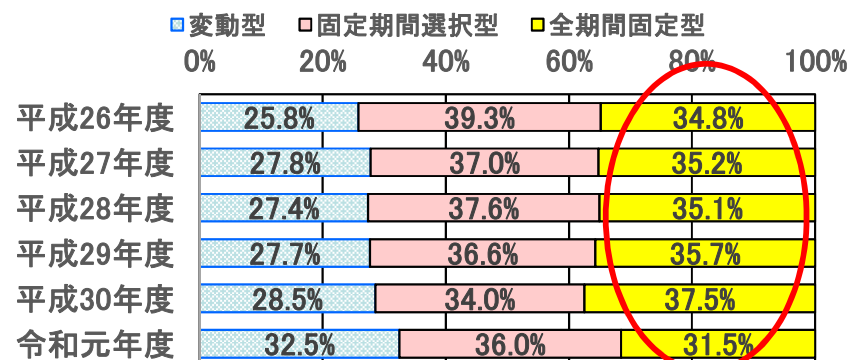
フラット35の概要

○ 国民の住宅ローンに対する多様なニーズに対応するため、証券化の仕組みを活用して、**民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンを支援**。借入時に総返済額が確定し、安心してローンが組めるため、若年世帯を中心に利用。 **※セカンドハウスの取得でも利用可能(H18.1～)**

【フラット35の対象となる住宅ローンの主な要件】

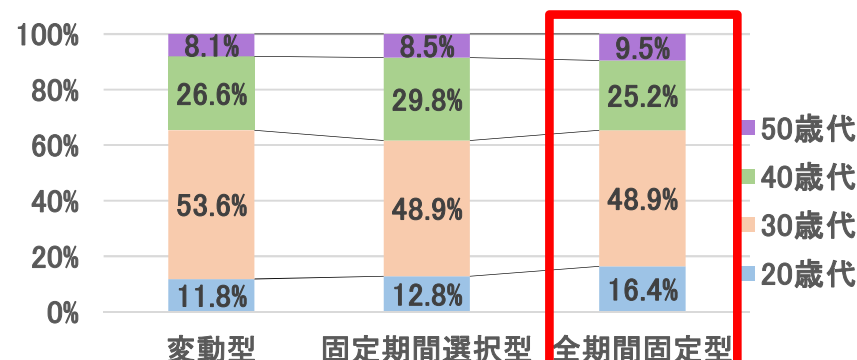
資金用途	本人又は親族が居住するための新築住宅の建設資金又は新築住宅若しくは中古住宅の購入資金（中古住宅の購入に付随して行う改良資金を含む。）※借換えのための貸付けを含む。
融資対象となる住宅	住宅の床面積が ・一戸建て住宅 70㎡以上（上限なし）・マンション 30㎡以上（上限なし） 住宅の耐久性等について機構が定める技術基準に適合していること。
借入限度額	100万円以上8,000万円以下で、建設費又は購入費以内
総返済負担率	年収に占めるすべての借入金（フラット35を含む。）の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしていること。 ①年収400万円未満の場合：総返済負担率30%以下 ②年収400万円以上の場合：総返済負担率35%以下
返済期間	15年以上35年以内（完済時年齢は80歳未満）
金利	全期間固定金利 1.32%（取扱金融機関が提供する金利で最も低い金利） ※返済期間21年以上、融資率9割以下分（令和3年2月1日現在）

図表 住宅ローン利用予定者の希望する金利



出所:「住宅ローン利用者の実態調査【住宅ローン利用予定者調査(2014年度第1回～2019年度)】」
(住宅金融支援機構)の結果を元に作成

図表 住宅ローン利用者の年齢別の割合



出所:「住宅ローン利用者の実態調査【住宅ローン利用者調査(2014年度第1回～2019年度第1回)】」
(住宅金融支援機構)の結果を元に作成

グリーン住宅ポイント制度の概要

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

* 特例の場合(以下のいずれかに該当)

- ・東京圏から移住^{※1}するための住宅
- ・多子世帯^{※2}が取得する住宅

- ・三世帯同居仕様である住宅^{※3}
- ・災害リスクが高い区域^{※4}から移住するための住宅

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸
②東京圏から移住 ^{※1} するための住宅	(住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
③災害リスクが高い区域 ^{※4} から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合)全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数 : 1戸あたり上限30万Pt

【上限特例①】若者・子育て世帯^{※5※6}がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)

【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ

対象工事等		発行ポイント数	
断熱改修	窓・ドア	ガラス	0.2~0.7万Pt/枚
		内外窓	1.3~2万Pt/箇所
		ドア	2.4, 2.8万Pt/箇所
	外壁・屋根・天井又は床	外壁	5, 10万Pt/戸
屋根・天井		1.6, 3.2万Pt/戸	
床		3, 6万Pt/戸	
エコ住宅設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器	2.4万Pt/戸	
	節水型トイレ	1.6万Pt/台	
	節湯水栓	0.4万Pt/台	
耐震改修		15万Pt/戸	
バリアフリー改修	手すり	0.5万Pt/戸	
	段差解消	0.6万Pt/戸	
	廊下幅等拡張	2.8万Pt/戸	
	ホームエレベーター設置	15万Pt/戸	
衝撃緩和畳の設置		1.7万Pt/戸	
リフォーム瑕疵保険等への加入		0.7万Pt/契約	

いずれか必須

任意

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイント数を2倍カウント

※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

※1)東京圏から移住:一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住

※2)多子世帯:18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3)三世帯同居仕様である住宅:調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅

※4)災害リスクが高い区域:土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)

※5)若者世帯:40歳未満の世帯、 ※6)子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯

3 ポイントの交換対象商品等

・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品

・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事

※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う(社会資本整備総合交付金とは別枠で措置)

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

- ・空き家の除却
例:特定空家等の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用
例:空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定
例:所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等
- ・関連する事業等
例:周辺建物の外観整備、残置動産の撤去費等

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却し防災空地を整備

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

- ①空家等対策計画を策定
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある など

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5	国 2/5	地方公共団体 3/5
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3	国 1/2	地方公共団体 1/2

事業期間

平成28年度～令和2年度
※令和7年度まで延長

※社会資本整備総合交付金等でも同様の支援が可能

全国版空き家・空き地バンクの構築目的・背景

- 増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加。平成27年4月時点において全市町村の約4割が既に空き家バンクを設置済みであった。
- しかしながら、自治体ごとに各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいなど、課題も存在。
- そのため、国土交通省では、**各自治体が個々の空き家バンクに掲載している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索**できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。
- 公募により選定した**2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】**が平成29年10月からの試行運用を経て平成30年4月から本格運用を開始。

株式会社LIFULL



URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

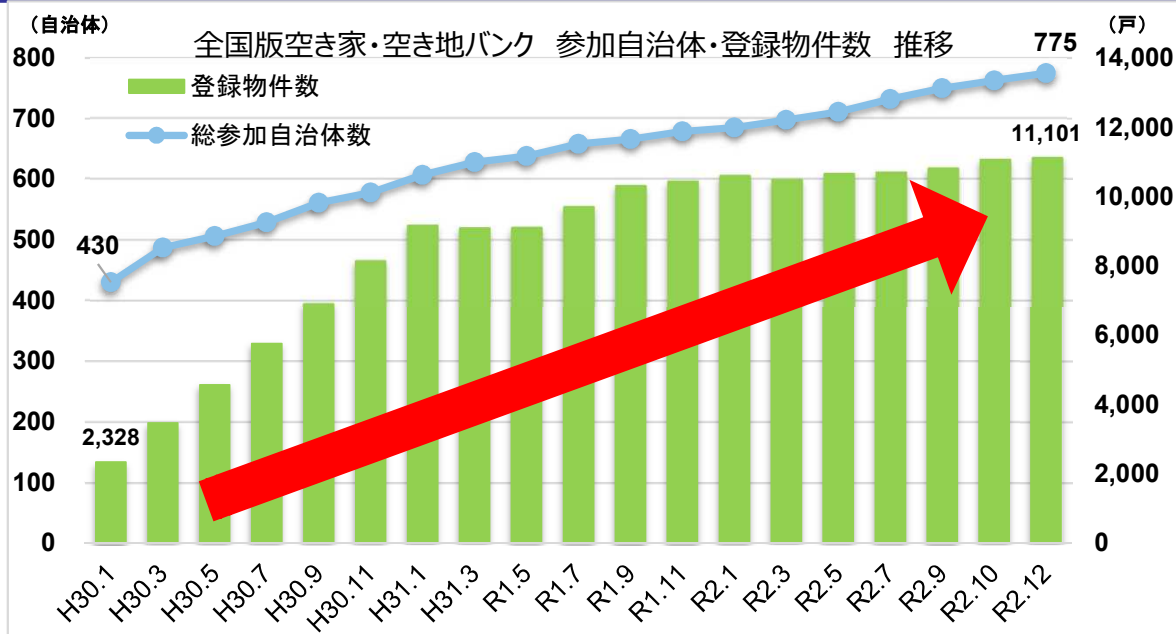
アットホーム株式会社



URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

全国版空き家・空き地バンクの運用開始後の効果

- 「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用開始直後(H30年1月)と比べ、令和2年12月末時点での**参加自治体数は約1.8倍、物件掲載件数は約4.7倍まで増加**。
- ※掲載件数は2社合算
- 自治体へのアンケート調査等によると、**約6,500件の物件が成約済**(令和2年12月末時点)



- 地方自治体が空き家対策として構築・運営している空き家バンクは全国の約7割の自治体が既に設置済みである(令和元年度10月実施アンケート)。一方、未設置の自治体のうち、特に人口規模の小さい自治体は予算・人員等が不足し構築できていない状況がうかがえる。
- コロナウイルス感染症拡大により、テレワークの進展によるオフィスや住宅へのニーズの変化、二地域居住等への関心の高まり等が広がる中で、空き家・空きスペース等の活用の一層の推進を図ることが期待されているが、そのノウハウが不足している。

現状の課題

空き家バンク構築の負担等

- ・空き家バンクを構築するための予算・人員がない。
- ・構築時に制定する空き家バンクの制度要綱等の策定等の知識がない
- ・自治体によって、ルールが異なるため、どの自治体を参考にすればよいか分からない。

空き家の有効活用方法の掘り起こし

- ・コロナ禍において、空き家、空きスペース等を住宅用途以外のサテライトオフィス等への有効活用等が期待されているが、そのノウハウが不足

今後の取組

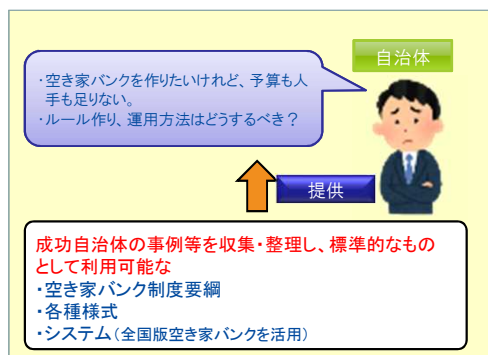
◆ 自治体が空き家バンクを設置するための支援

全国の自治体の空き家バンクの要綱等を調査し、標準的な空き家バンクの制度要綱、様式、また、運営に関するガイドラインを作成し、自治体に配布

- ・空き地バンクを設置検討中の自治体の参考として活用
- ・既に設置済み自治体の要綱の見直し等に活用
- ・システムは全国版空き家・空き地バンクの活用を促進

◆ コロナ禍における空き家の有効活用事例の展開

不動産業者等が取り組む空き家・空きスペース等の有効の取組事例を収集し、全国版空き家・空き地バンクに掲載し、横展開を図る



空きスペースをシェアオフィスに活用



空きビルを活用した、サテライトオフィスとしての利活用

都市局関係予算決定概要より抜粋

都市構造再編集中支援事業

【令和2年度第3次補正予算】1,271百万円
【令和3年度当初予算】70,000百万円

- 地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援対象に追加。

【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

都市構造再編集中支援事業

補助対象事業（高次都市施設）

- 地域交流センター
- 観光交流センター 等



○ テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)



空き店舗の活用

都市再生整備計画事業

【令和2年度第3次補正予算】115,700百万円の内数
【令和3年度当初予算】631,100百万円の内数

- 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）に「ワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）」を追加。

【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

官民連携まちなか再生推進事業

【令和3年度当初予算】509,899千円

- ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備を支援対象に追加。



(支援対象イメージ) 官民の未来ビジョン等に基づいた新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設

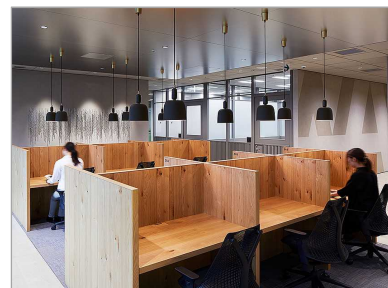
まちづくりファンド支援事業

【令和2年度第3次補正予算】1,500百万円
【令和3年度当初予算】450百万円の内数

■ 老朽ストック活用リノベーション等推進型

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対して金融支援を行うファンドを創設。

【令和2年度第3次補正予算より制度創設】



(支援対象イメージ) 建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース

1. 概要

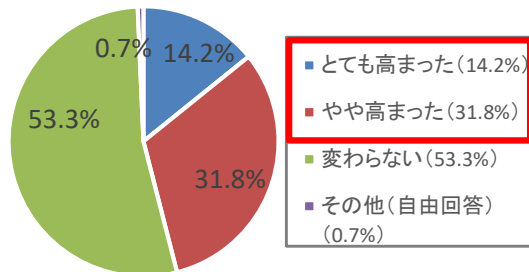
新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、**二地域居住をはじめとした地方暮らしへの関心やニーズ、機運が高まっている**。これに加えて、**テレワークの導入等が急速に進み、労働環境が整いつつあることから、この機を逃さず、新しい生活様式をも踏まえつつ、多様な二地域居住等を推進する**。

2. 背景と必要性

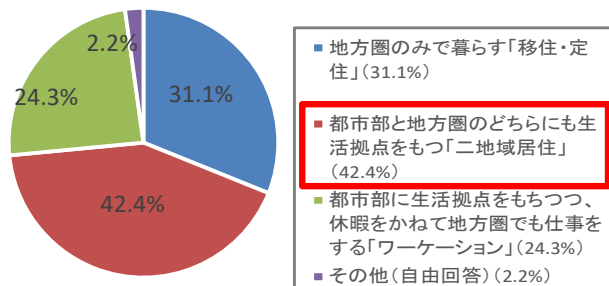
コロナ禍における国民の意識の変化

(株)トラストバンク「地方暮らしに関するアンケート」(令和2年6月)

Q.あなたは新型コロナウイルスの感染拡大で**地方暮らしへの関心**が高まりましたか？(n=604)



Q.あなたの望む**地方暮らしのスタイル**は何ですか？(n=604)



上記のグラフは都内に住む20代以上の男女1,078名を対象に調査。そのうち地方暮らしに関心があると回答した604名が対象。

直近の東京圏人口の転出超過数 (単位：人)

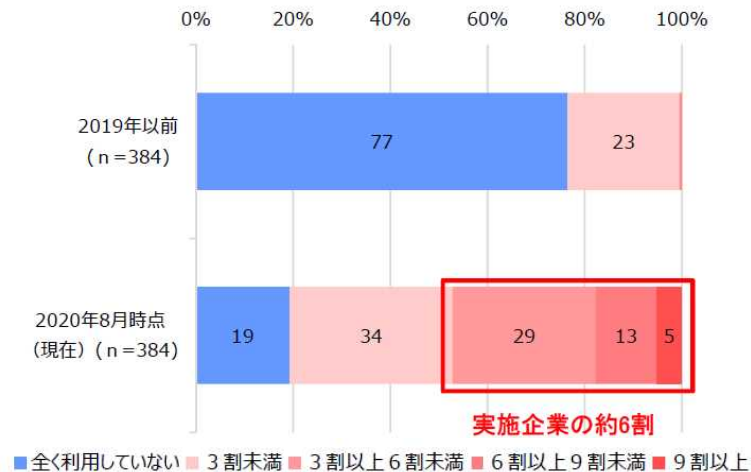
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東京圏	1,459	459	-87	-1,118	280	2,481
(参考)東京都	2,522	4,514	3,638	2,715	4,033	4,648

住民基本台帳人口移動報告(総務省)

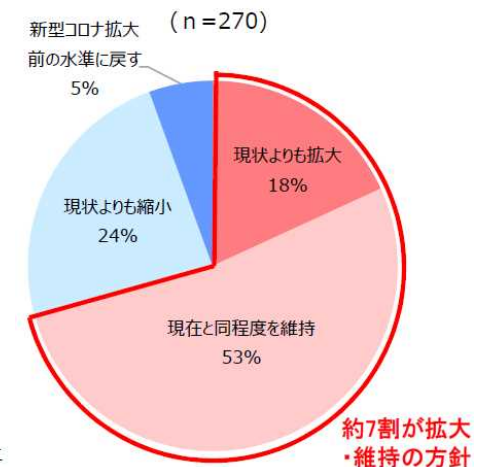
テレワークの実施状況の変化

国土交通省「企業等の東京一極集中に係る基本調査(企業向けアンケート)」(2020.11速報)
(調査期間:令和2年8~9月、対象:都内に本社をおく上場企業2,024社、有効回答:389社)

東京本社所属の従業員全体の勤務日のうちのテレワーク利用日数の割合

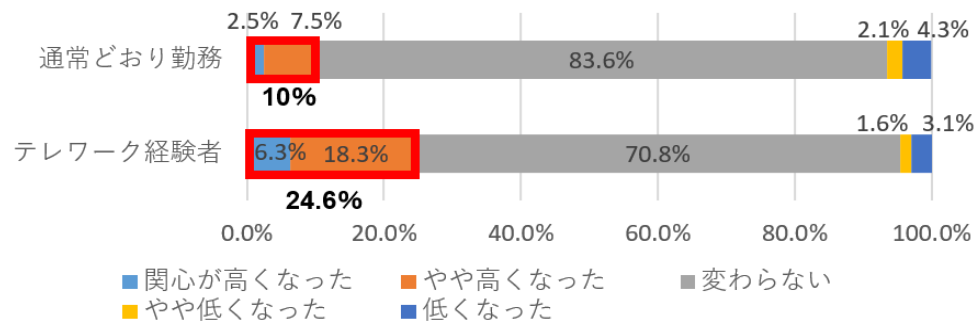


今後のテレワークの利用について、新型コロナウイルス終息後も見据えた方針



内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
(令和2年6月インターネット調査、回収数10,128、調査期間5/25~6/5)

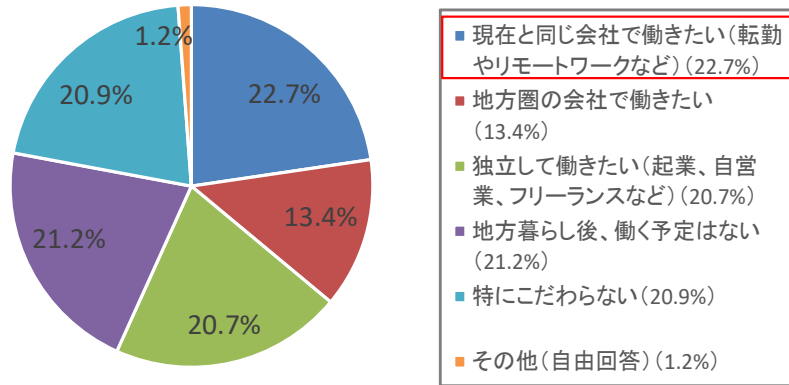
質問:今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。



ウィズ／ポストコロナ社会における二地域居住等の背景と必要性について②

(株)トラストバンク「地方暮らしに関するアンケート」(令和2年6月)

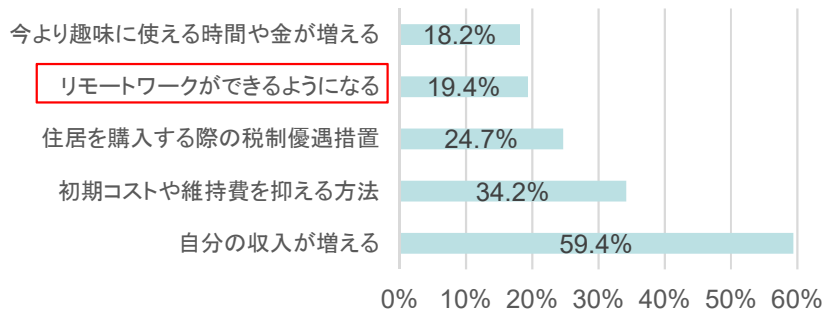
Q.あなたが地方暮らしで望む働き方は何ですか？(n=604)



(都内に住む20代以上の男女1,078名を対象に調査。上記のグラフはそのうち地方暮らしに関心があると回答した604名が対象。)

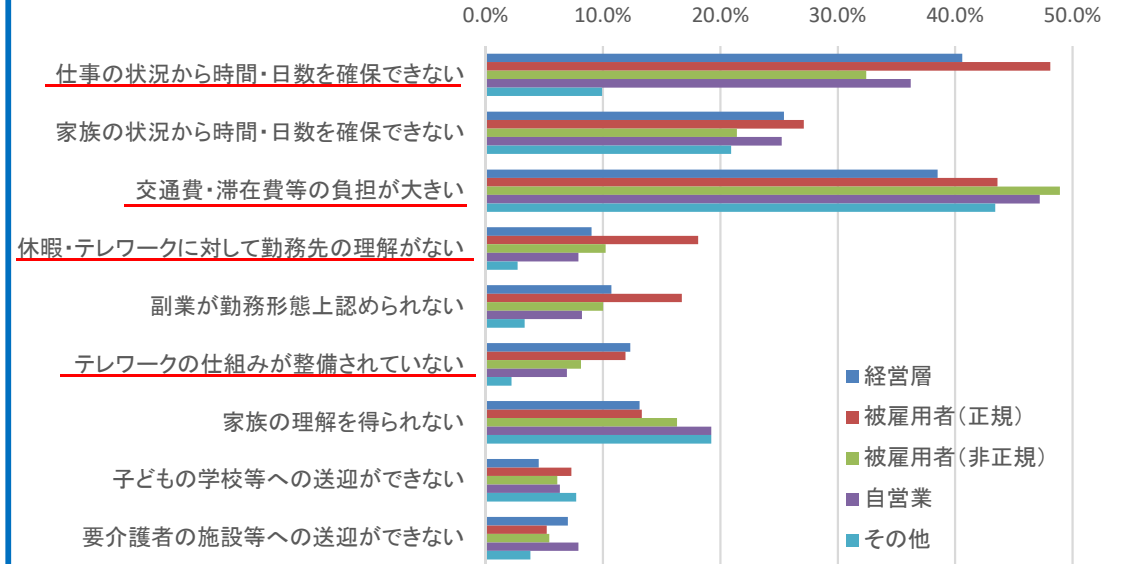
一般社団法人不動産流通経営協会「複数拠点生活に関する基礎調査」(令和2年7月)全国20～79歳男女149,602人にインターネットアンケート調査(令和2年3月)

[意向者]複数拠点生活の実現可能性を高めること(複数回答/20・30代意向者820人)

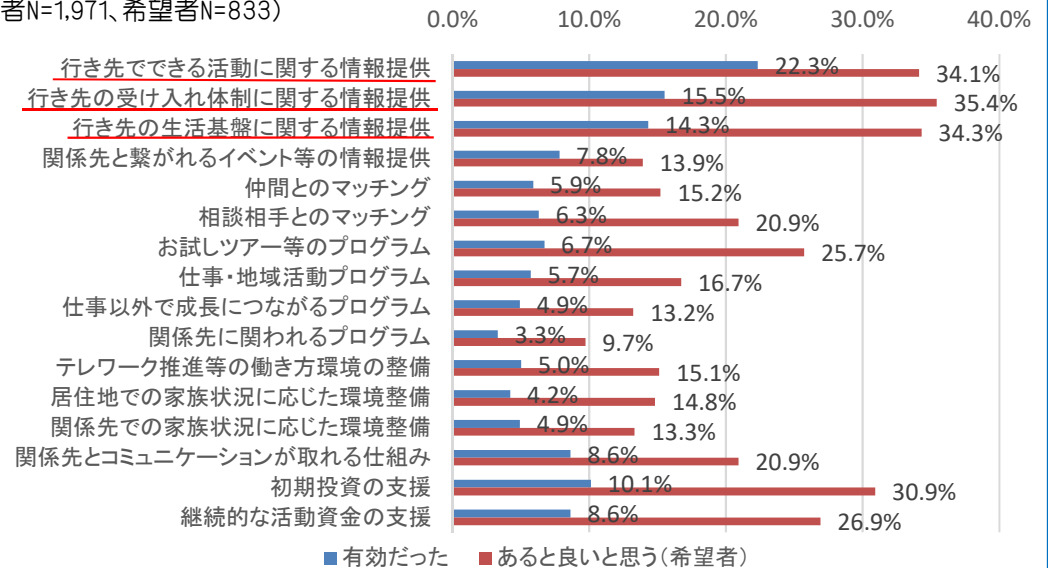


国土省「二地域居住の実施状況等調査(H30年度)」

二地域居住、移住・定住、関係人口(訪問系)の実施・実現の阻害要因について(N=2,804)



二地域居住、移住、関係人口としての活動で「実践者が有効であった」・「希望者があるとよい」支援(実践者N=1,971、希望者N=833)



【経済財政運営と改革の基本方針2020】(令和2年7月17日 閣議決定) (抜粋・要約)

第3章「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

② **二地域居住**、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

・**二地域居住**、「関係人口」の創出・拡大に取り組む。

・**二地域居住**・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、子育て支援の活用、地方税の納税の考え方など、住民から見た制度上の課題を早急に洗い出し、産官連携して移住や**二地域居住**に向けた取組を推進するための工程を明確化する。

【第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)】(令和2年12月21日 閣議決定)

本論 第2期における地方創生 / 第2章 第2期における施策の方向性

【基本目標2】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる / 2-2 地方とのつながりの構築

(1) 関係人口の創出・拡大 / ① 関係人口になるきっかけづくり・土壌づくり

地域においては、関係人口を創出・拡大したいと考えてもどのように関わりを作っていくらよいか、どのように人を取り込んでいくらよいかなど、不明なことも多いと考えられる。このため、関係人口を受け入れる地域においてどのような対応が必要かをアドバイスしたり、都市住民等と地域のニーズをマッチングしたりするなどの活動を行う、意志ある担い手による民間主体の中間支援組織等を育成・支援する。

付属文書 政策パッケージ

【基本目標2】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる / 2-2 地方とのつながりの構築

(1) 関係人口の創出・拡大 / i 関係人口創出・拡大のための環境整備

(関係人口 関連施策の取組の深化) (b) 関係人口の実態把握のためのアンケート調査に基づき、多様な概念である関係人口の定量化・類型化を行う。あわせて、**二地域居住や多地域居住を始めとするライフスタイルの多様化を見据えた今後の地域づくりの在り方や対処すべき課題、対応方針の検討**を進める。

(関係人口の創出・拡大のためのプロモーション、マッチングの促進) (g) 二地域居住等を普及促進するとともに、それにより地域との関わりを促すため、**関係省庁や地方公共団体等と連携して、関連する支援を行うとともに、課題や支援施策等を地方公共団体等に情報共有・発信する場を設け、その推進に取り組む。**

【経済財政諮問会議(令和3年第1回)】(令和3年1月21日開催)

資料1 令和3年前半の検討課題(有識者議員提出資料) / 2. コロナ後の構造変化を踏まえた改革の推進 / (1) 人材育成と新たな働き方の促進・定着

・テレワークの定着・加速、地方への人材移動、兼業・副業や二地域居住・就労の促進・定着に向けた取組

「国土の長期展望」中間とりまとめ（令和2年10月 国土審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会）（抜粋）

4. 「真の豊かさ」を実感できる国土形成

(3) 多様な価値観が認められ、かつ、それら対流することで新たな価値を創造していく魅力ある国土

さらに、例えば、二地域居住や様々な地域を渡り歩き住居を特定しない暮らし方など、個人の多様な生き方や世帯の形態の多様化に対応した新たな社会システム・行政制度の構築・柔軟な運用についても検討を深める必要がある。

(対応例)

- ・ 移動交通…一部の事業者による交通サブスクの実証実験、一部自治体で交通費補助
- ・ 住民票……一部の市町村が任意にふるさと住民票制度を施行
- ・ 住民税……家屋敷課税あり、ふるさと納税により実質的な税の移転は可能
- ・ 教育……デュアルスクール制度（徳島県）

ご清聴ありがとうございました。